

八戸市障がい者計画

第4次（令和6年度～令和11年度）

令和6年3月

八戸市

はじめに

国において、「障害者基本法」の理念に基づく共生社会の実現を目指して、障がい者に関わる様々な法が整備され、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。



八戸市では、平成10年3月に「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念に基づく「八戸市障害者計画」を策定して以降、第2次及び第3次計画においても同じ基本理念を継承し、障がいのある人が地域社会の中で自立し社会参加できるような社会環境づくりを目指して、障がい者施策に取り組んでまいりました。

このような中、近年の地方を取り巻く環境は、急激な人口減少や少子高齢化社会の進行、デジタルトランスフォーメーションの推進や、物価高騰、人手不足への対応、また、災害事情を踏まえた防災対策や、障がい福祉分野における医療的ケア児や発達障がい児（者）、難聴児に対する支援など、喫緊の課題から中長期的な課題まで多岐にわたっております。

当市といたしましても、これらに対応しつつ、人と人、人と地域がつながり、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らしていける、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

こうしたことから、今回策定いたしました「第4次八戸市障がい者計画」では、目指すべきビジョンを「障がいのある人もない人も自らの経験や能力を活かし、生きがいをもって共に生きる地域社会の実現」といたしました。このビジョンの実現に向けて、一人一人に寄り添いながら、当市の実情に合わせた福祉サービスの提供を推進してまいります。

障がいがあっても自立した日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図り、自らの意思により社会参加・社会貢献できるまちづくりを目指し、市民の皆様、関係機関の皆様と連携を深め、相互理解の下、本計画に基づく施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査を通じ貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様を始め、御審議をいただきました八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

八戸市長 熊谷 雄一

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
5 計画の進行管理	3

第2章 障がい者福祉を取り巻く現状と課題

1 障がい者福祉を取り巻く動向	
(1) 障がい者関係法令等の主な動き	4
(2) 人口減少・少子高齢化の進行	6
(3) 第7次八戸市総合計画の策定	6
2 障がい者の状況	
(1) 本市の人口と障がい者手帳所持者数	7
(2) 障がい別手帳所持者数	8
(3) 身体障害者手帳の所持者数	9
(4) 愛護手帳の所持者数	10
(5) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数	11
(6) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数	12
3 障がい者福祉の課題（アンケート調査結果）	13
4 現状と課題のまとめ	18

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念	19
2 基本目標	20
3 施策の体系	21

第4章 施策の内容

基本目標1 障がい者福祉の充実

(1) 障害福祉サービスの充実	22
(2) 生活支援の充実	23

基本目標2 社会参加の促進

(1) 社会参加しやすい環境の整備	26
(2) 就労支援の促進	27
(3) 障がいを理由とする差別解消の推進	28

基本目標3 各分野の施策との連携

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 障がい者の支援に向けた施策の推進 | 30 |
| (2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進 | 38 |

資料編

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 計画策定の経過 | 40 |
| 2 八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿 | 40 |
| 3 八戸市健康福祉審議会規則 | 41 |
| 4 令和4年度障がい者アンケート調査結果報告書 | 44 |

○ 「障害」の「害」の字の表記について

本市では、「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度等の用字の場合を除き、原則として「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、「全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念に基づく共生社会の実現が目的とされています。

その後、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、近年においては、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」などが施行され、障がいのある人を取り巻く環境は国全体で大きく変化しており、障がい者施策は、障がい者の自立と社会、経済、文化など様々な分野への参加促進を目的として実施されています。

本市においても、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、平成10年3月に第1次計画を策定し、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が地域社会の中で自立し社会参加できるような社会環境づくりを目指して障がい者施策を推進し、その後、平成19年3月に策定した第2次計画及び平成29年3月に策定した第3次計画においても、この基本理念を継承しながら継続して施策に取り組んできました。

近年、様々な法改正のもと、障がいがあっても無くても、誰もが地域社会で暮らし続けることを目的に、日常生活や社会生活への支援を進めてきましたが、今後は、急激な人口減少社会に対応しつつ、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と地域がつながり、誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現が重要となります。

本市では、この地域共生社会の実現に向けて、障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図るとともに、障がいがあっても互いに認め合いながら自らの意思により社会参加、社会貢献できるまちづくりを目指し「第4次八戸市障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられるものであり、本計画の策定にあたっては、国が定める「障害者基本計画」及び県が定める「青森県障害者計画」を基本としつつ、本市の目指す将来都市像を定めた「八戸市総合計画」の基本的な方向性を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための「八戸市地域福祉計画」とも整合性を図ることとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、市の障がい福祉計画と整合を図るため、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

なお、国の障がい者施策の状況や社会経済情勢、ニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

		平成					令和										
計画名		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
市	総合計画	第5次 H19～27		第6次 H28年度～R2年度					※1	第7次 R4年度～R8年度					第8次 R9年度～		
	地域福祉計画	第2期 H23～27		第3期 H28年度～R3年度					第4期 R4年度～R8年度					第5期 R9年度～			
	障がい者計画	第2次 H19～28			第3次 H29年度～R5年度					第4次 R6年度～R11年度							
	障がい福祉計画	3期	第4期 H27～H29		第5期 H30～R2			第6期 R3～R5		第7期 R6～R8		第8期 R9～R11					
国	障害者基本計画	第3次 H25年度～29年度			第4次 H30年度～R4年度				第5次 R5年度～9年度				第6次 R10～				
県	障害者計画	第3次 H25年度～R4年度						第4次 R5年度～8年度				第5次 R9年度～					

※1:令和 3 年度は、令和 2 年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市を取り巻く動向を予測することが難しい状況であったことから「令和 3 年度市政運営方針」を策定し計画的な市政運営を行いました。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本市の健康福祉施策の基本的事項を調査審議する附属機関である「八戸市健康福祉審議会」の「障がい者福祉専門分科会」において策定に必要な事項等の審議を行いました。

また、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするとともに、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

5 計画の進行管理

本計画の進行管理につきましては、障がい者福祉専門分科会において行います。PDCAサイクルにより、1年に1回、事務局である障がい福祉課において計画の実施状況等の調査、分析を行い、その結果を障がい者福祉専門分科会に報告した上で評価を実施し、必要があると認めるときには、計画の変更を含めて必要な措置を講ずることとします。

第2章 障がい者福祉を取り巻く現状と課題

1 障がい者福祉を取り巻く動向

(1) 障がい者関係法令等の主な動き

平成18年10月	「障害者自立支援法」の全部施行 ・身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元化
平成18年12月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連において採択
平成19年9月	「障害者権利条約」に署名
平成23年8月	「障害者基本法」の改正・施行 ・障がい者の定義の見直しや差別の禁止を規定
平成24年10月	「障害者虐待防止法」の施行 ・障がい者に対する虐待の禁止
平成25年4月	「障害者自立支援法」の改正・施行 ・「障害者総合支援法」とし、障がい者の定義に難病患者等を追加
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障がい者就労施設等の受注機会の確保
	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」施行令の改正・施行 ・障害者雇用率の引き上げ
平成25年6月	「障害者差別解消法」の制定 ・障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、行政機関等による合理的配慮の提供の義務化（平成28年4月施行）
	「障害者雇用促進法」の改正 ・雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止（平成28年4月施行） ・障害者雇用率の算定に精神障がい者を追加（平成30年4月施行）
平成26年1月	「障害者権利条約」の締結

平成28年6月	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正 ・地域生活を支援する新たなサービスの創設等（平成30年4月施行）
平成28年8月	「発達障害者支援法」の改正・施行
平成30年6月	「障害者文化芸術活動推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
平成30年11月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正・施行 ・「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化する理念規定等
令和元年6月	「読書バリアフリー法」の施行 ・視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がい者の読書環境の整備
令和2年6月	「バリアフリー法」の改正・一部施行 ・「心のバリアフリー」の推進などソフト面の強化 ・公立小中学校及びバス等乗降のための道路施設をバリアフリー基準適合義務対象に追加（令和3年4月施行）
令和3年6月	「障害者差別解消法」の改正 ・事業者による合理的配慮の提供の義務化（令和6年4月施行）
令和4年5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行
令和4年12月	「障害者総合支援法」の改正 ・地域生活の支援体制の充実（令和6年4月施行）

(2) 人口減少・少子高齢化の進行

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査では、23.1 万人となっていました。令和 4 年度末には 21.9 万人となり、第 7 次八戸市総合計画において、今後は他都市と同様に人口の減少が進み、令和 22 年の将来推計人口は約 17.6 万人となることが予測されています。

また、年齢三区分別の将来推計人口においても、14 歳以下の年少人口の割合は令和 17 年に 10%を下回る見通しであるほか、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口も大きく減少し、令和 22 年には平成 27 年の約 6 割に相当する 8.5 万人となると予測されています。

一方、65 歳以上の老年人口の割合である高齢化率は増加し、今後も少子高齢化が続く見通しが示されています。

(3) 第 7 次八戸市総合計画の策定

総合計画は、時代の流れを捉えたうえで、我々が実現を目指す将来都市像を掲げ、その実現に向けて、誰が、どのように取り組んでいくのかということを実施策として総合的かつ体系的にまとめた本市の最上位計画であり、これまで、6 次にわたり総合計画を策定し、総合的・計画的な市政運営を図ってきました。

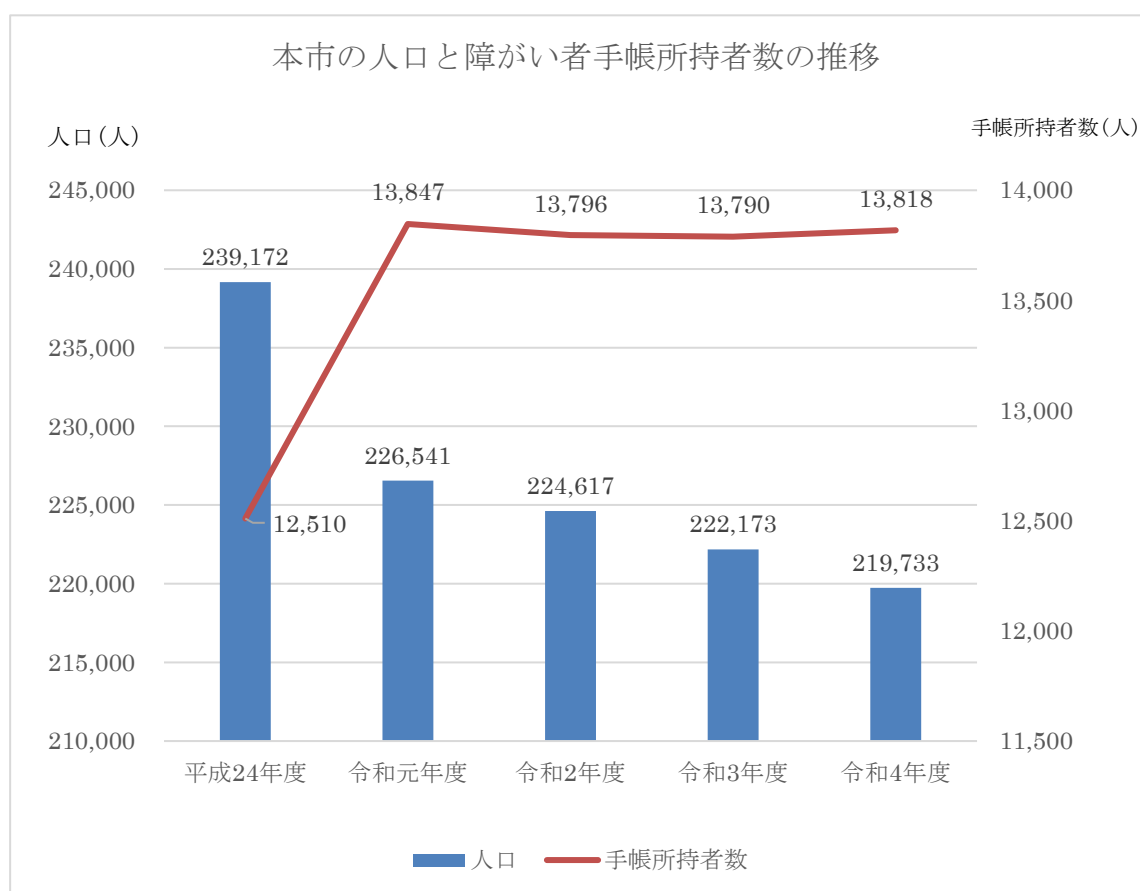
また、令和 3 年度は、令和 2 年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市を取り巻く動向を予測することが難しい状況であったため、地域住民の生活を守り地域経済を支えるための令和 3 年度市政運営方針を策定し、計画的な市政運営を行いました。

感染予防策を日常生活に取り入れた新たな時代においても、持続可能な地域社会を実現していくため、実行性のある施策を講じ、総合的かつ計画的な市政運営を着実に進めるため、令和 4 年度を初年度とする第 7 次八戸市総合計画を策定しました。

2 障がい者の状況

(1) 本市の人口と障がい者手帳所持者数

住民基本台帳に基づく本市の人口は、南郷村と合併した平成 17 年以降減少が続いています。平成 24 年度と令和 4 年度を比較すると、人口は 19,439 人（8.1%）減少している一方で、障がい者手帳所持者数は 1,308 人（10.5%）増加しています。



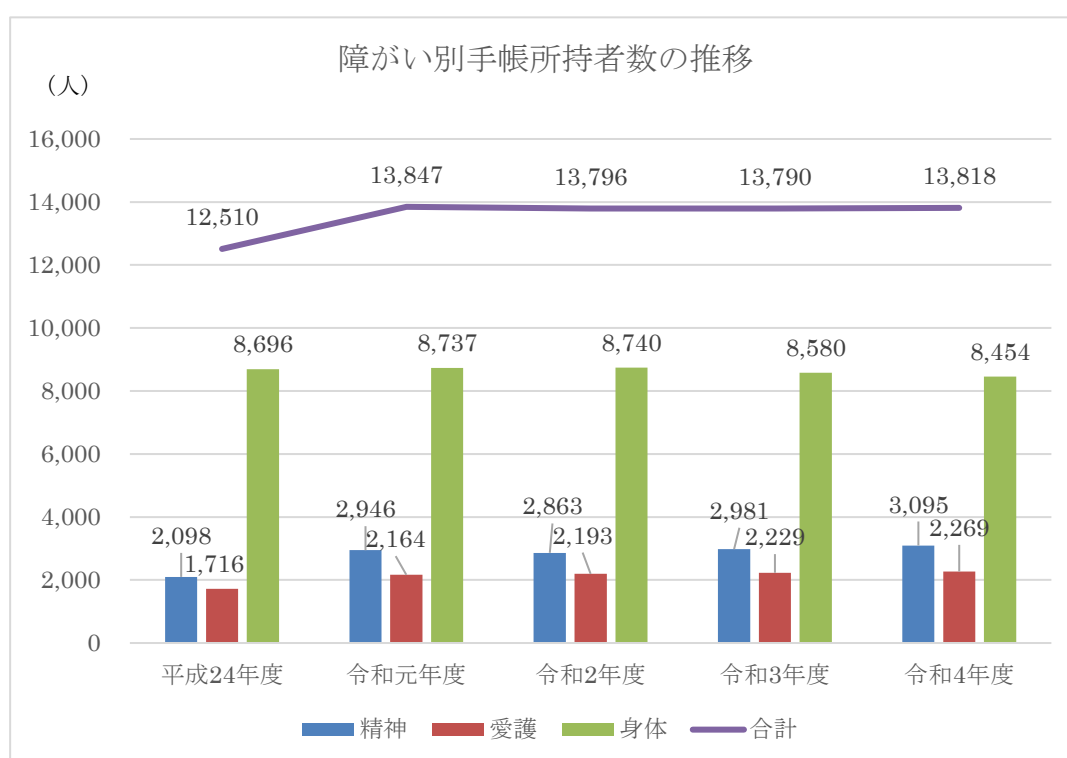
※人口（住民基本台帳）及び手帳所持者数は、各年度 3 月 31 日現在

	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人口 A	239,172 人	226,541 人	224,617 人	222,173 人	219,733 人
手帳所持者数 B	12,510 人	13,847 人	13,796 人	13,790 人	13,818 人
割合 B ÷ A	5.2%	6.1%	6.1%	6.2%	6.3%

(2) 障がい別手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、精神障害者保健福祉手帳と愛護手帳^{※1}の所持者数は増加傾向にあり、近年の手帳所持者合計数は横ばいとなっています。

※1) 知的障がい者に交付する療育手帳の名称は、各都道府県で定めることができるとされており、青森県では手帳の名称を「愛護手帳」としています。



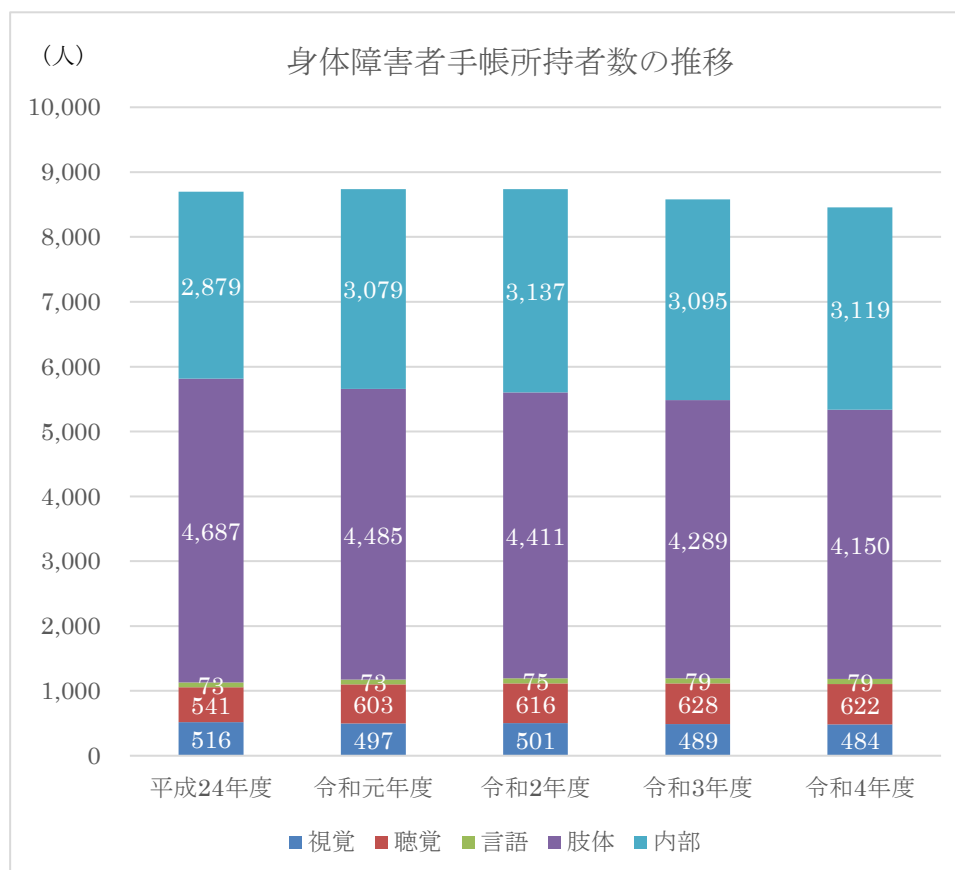
※手帳所持者数は、各年度3月31日現在

	平成24年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神	2,098人	2,946人	2,863人	2,981人	3,095人
愛護	1,716人	2,164人	2,193人	2,229人	2,269人
身体	8,696人	8,737人	8,740人	8,580人	8,454人
合計	12,510人	13,847人	13,796人	13,790人	13,818人

(3) 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は年々減少傾向にあり、平成24年度と令和4年度とで比較してみると、242人（2.8%）減少しています。

障がい別では、肢体不自由が537人（11.5%）減少している一方で、聴覚・平衡障がいは81人（14.9%）、内部障がいは240人（8.3%）増加しています。



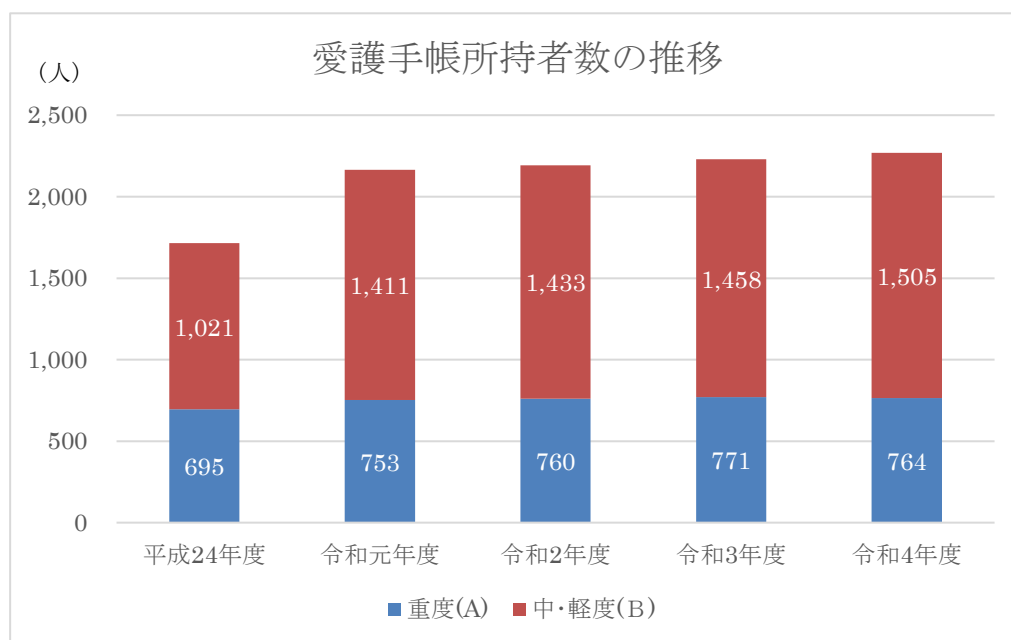
※手帳所持者数は、各年度3月31日現在

	平成24年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	516人	497人	501人	489人	484人
聴覚・平衡	541人	603人	616人	628人	622人
音声言語 そしゃく	73人	73人	75人	79人	79人
肢体不自由	4,687人	4,485人	4,411人	4,289人	4,150人
内部障がい	2,879人	3,079人	3,137人	3,095人	3,119人
合計	8,696人	8,737人	8,740人	8,580人	8,454人

(4) 愛護手帳の所持者数

愛護手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、平成 24 年度と令和 4 年度とで比較してみると、553 人（32.2%）増加しています。

程度別では、重度（A）が 69 人（9.9%）、中・軽度（B）が 484 人（47.4%）増加しています。



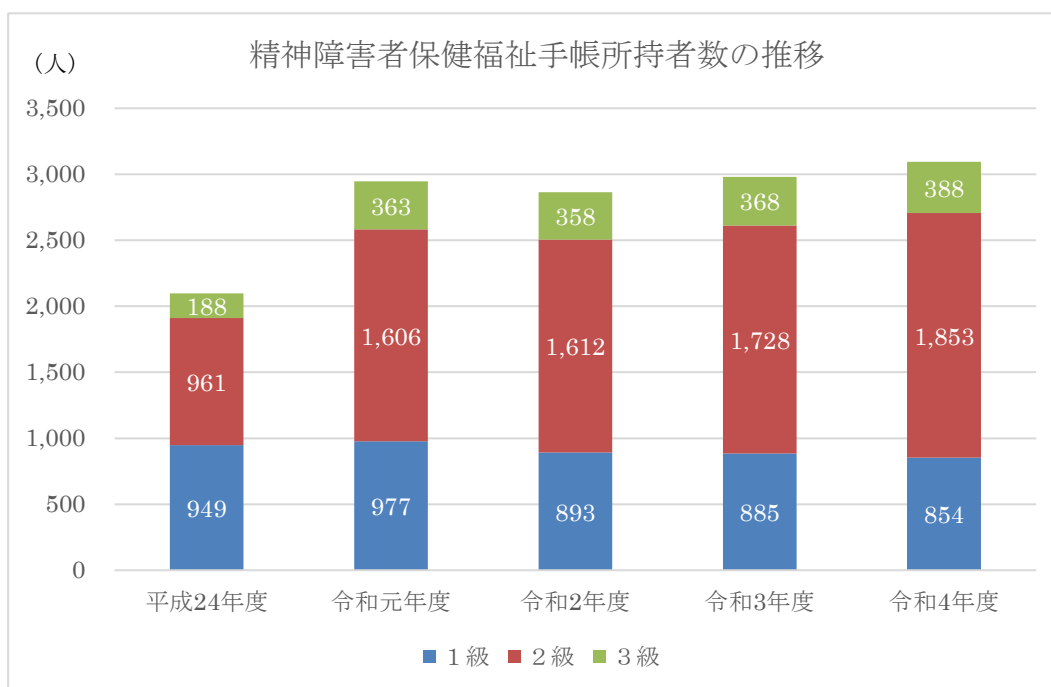
※手帳所持者数は、各年度 3 月 31 日現在

	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
重度 (A)	695 人	753 人	760 人	771 人	764 人
中・軽度(B)	1,021 人	1,411 人	1,433 人	1,458 人	1,505 人
合計	1,716 人	2,164 人	2,193 人	2,229 人	2,269 人

(5) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、平成 24 年度と令和 4 年度とで比較してみると、997 人（47.5%）増加しています。

等級別では、1 級が 95 人（10.0%）減少している一方で、2 級が 892 人（92.8%）、3 級が 200 人（106.4%）増加しています。



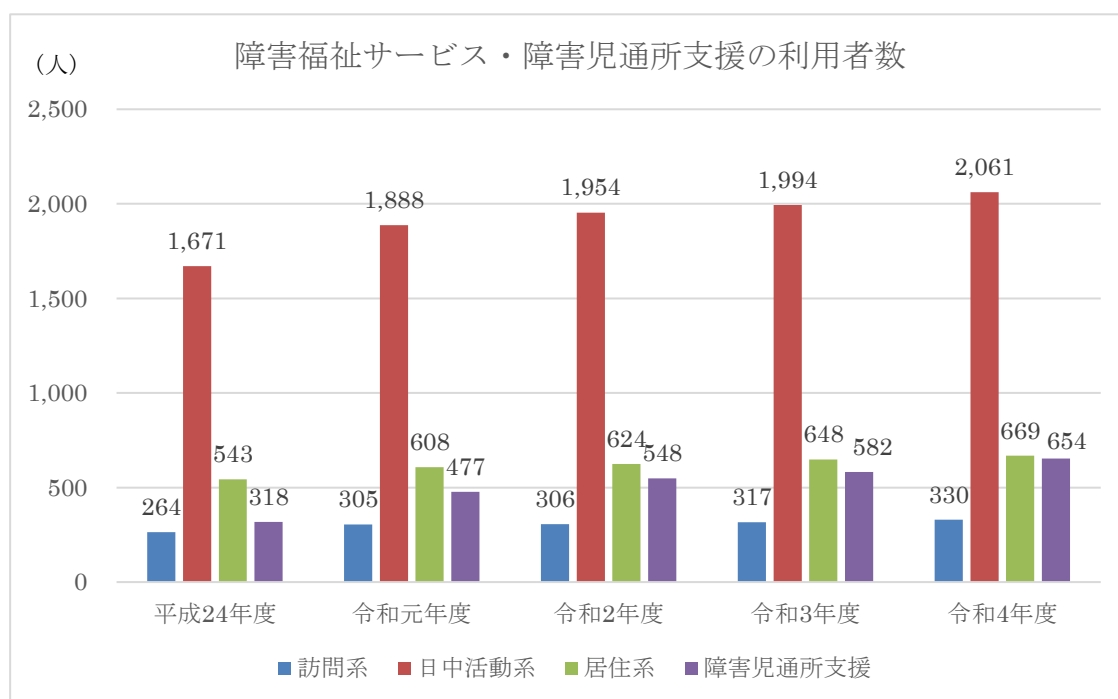
※手帳所持者数は、各年度 3 月 31 日現在

	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	949 人	977 人	893 人	885 人	854 人
2 級	961 人	1,606 人	1,612 人	1,728 人	1,853 人
3 級	188 人	363 人	358 人	368 人	388 人
合計	2,098 人	2,946 人	2,863 人	2,981 人	3,095 人

(6) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数は年々増加傾向にあり、平成24年度と令和4年度を比較してみると、918人（32.8%）増加しています。

種類別では、障害福祉サービスについては、訪問系サービスが66人（25.0%）、日中活動系サービスが390人（23.3%）、居住系サービスが126人（23.2%）増加しており、障害児通所支援については336人（105.7%）増加しています。



※利用者数は、各年度2月末現在

		平成24年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害福祉サービス	訪問系	264人	305人	306人	317人	330人
	日中活動系	1,671人	1,888人	1,954人	1,994人	2,061人
	居住系	543人	608人	624人	648人	669人
障害児通所支援		318人	477人	548人	582人	654人
合計		2,796人	3,278人	3,432人	3,541人	3,714人

3 障がい者福祉の課題（アンケート調査結果）

本市における障がいのある人の現在の状況及び福祉に対する関心や考え方等、意向を把握するため、障がいのある人を対象としたアンケート調査を令和4年度に実施しました。

以下は、その調査結果から主な項目を抜粋したものです。（調査結果の詳細は、42 ページ以降を参照）

調査対象者数 及び回収状況	調査対象者数	1,500 人
	回収数	871 件
	回収率	58.1%
調査方法	郵送による配布・回収（無記名による設問法）	
調査期間	令和5年1月20日～令和5年2月8日	

(1) 回答者（n=871）

	全体（件）	割合（%）
本人	590	67.7
本人の家族	235	27.0
家族以外の介助者	31	3.6
無回答	15	1.7

「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が 67.7%で最も多く、次いで「本人の家族」27.0%、「家族以外の介助者」3.6%の順となっています。

(2) 年齢（n=871）

※調査票の宛名の方

	全体（件）	割合（%）
18歳未満	48	5.5
18～64歳	401	46.0
65歳以上	410	47.1
無回答	12	1.4

「18歳未満」は 5.5%、「18～64歳」は 46.0%、「65歳以上」は 47.1%となっています。

(3) 地域で生活するために必要な支援（複数回答）（n=871）

	全体（件）	割合（％）
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	266	30.5
必要な在宅サービスが適切に利用できること	367	42.1
生活訓練等の充実	140	16.1
経済的な負担の軽減	502	57.6
相談対応等の充実	274	31.5
地域住民等の理解	168	19.3
コミュニケーションについての支援	152	17.5
障がい者に適した住居の確保	274	31.5
その他	22	2.5
無回答	95	10.9

「経済的な負担の軽減」が57.6%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」42.1%、「相談対応等の充実」31.5%、「障がい者に適した住居の確保」31.5%の順となっています。

(4) 外出した時に困ること（複数回答）（n=797）

	全体（件）	割合（％）
公共交通機関が少ない（ない）	126	15.8
列車やバスの乗り降りが困難	95	11.9
道路や駅に階段や段差が多い	146	18.3
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	68	8.5
障がい者用の駐車場が少ない（ない）、使用できない	107	13.4
外出先の建物の設備が不便	97	12.2
介助者が確保できない	37	4.6
外出にお金がかかる	141	17.7
周囲の目が気になる	85	10.7
発作など突然の身体の変化が心配	135	16.9
困った時にどうすればいいのか心配	172	21.6
その他	27	3.4
特にない	201	25.2
無回答	41	5.1

※ 前の問で「毎日外出する(254人)」「1週間に数回外出する(401人)」「めったに外出しない(142人)」と回答した797人を対象

「困った時にどうすればいいのか心配」が21.6%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」18.3%、「外出にお金がかかる」17.7%となっています。

(5) 障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）（n=871）

	全体（件）	割合（%）
通勤手段の確保	267	30.7
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	118	13.5
短時間勤務や勤務日数等の配慮	280	32.1
在宅勤務の拡充	153	17.6
職場の上司や同僚に障がい者への理解があること	369	42.4
職場で介助や援助等が受けられること	158	18.1
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	286	32.8
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	181	20.8
企業ニーズに合った就労訓練	108	12.4
仕事についての職場外での相談対応、支援	191	21.9
その他	47	5.4
無回答	255	29.3

「職場の上司や同僚に障がい者への理解があること」が42.4%で最も多く、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」32.8%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」32.1%の順となっています。

(6) 障害福祉サービスを受けるにあたり、困っていること（複数回答）（n=871）

	全体（件）	割合（%）
利用できるサービスが少ない	93	10.7
身近なところに利用できる施設が少ない	130	14.9
利用したいサービスが受けられない	60	6.9
制度（使い方など）がわかりにくい	272	31.2
利用料金が低い	112	12.9
困っていることはない	267	30.7
その他	29	3.3
無回答	176	20.2

「制度（使い方など）がわかりにくい」31.2%、次いで「身近なところに利用できる施設が少ない」14.9%の順となっています。

一方で、「困っていることはない」は30.7%となっています。

(7) 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか (n=871)

	全体 (件)	割合 (%)
ある	297	34.1
ない	510	58.6
無回答	64	7.3

「ある」が34.1%、「ない」が58.6%となっています。

上記で「ある」と回答した方が、差別や嫌な思いをした場所について (複数回答)
(n=297)

	全体 (件)	割合 (%)
学校	76	25.6
仕事の関係	89	30.0
レストラン・飲食店	38	12.8
余暇施設	27	9.1
イベント等	19	6.4
公共交通機関	28	9.4
病院などの医療機関	62	20.9
障害者施設	44	14.8
公的機関等	48	16.2
その他	35	11.8
無回答	20	6.7

「仕事の関係」が30.0%と最も多く、次いで「学校」25.6%、「病院などの医療機関」20.9%の順となっています。

(8) 災害時に困ること（複数回答）（n=871）

	全体（件）	割合（％）
投薬や治療が受けられない	392	45.0
補装具の使用が困難になる	60	6.9
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	115	13.2
救助を求めることができない	183	21.0
安全なところまで、迅速に避難することができない	344	39.5
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	207	23.8
他の避難者など周囲とうまくコミュニケーションがとれない	196	22.5
手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を受けられない	25	2.9
避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	416	47.8
特にない	96	11.0
その他	29	3.3
無回答	84	9.6

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が47.8%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」45.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.5%の順となっています。

4 現状と課題のまとめ

国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指しており、近年、障がい者を取り巻く環境は、様々な法整備のもと大きく変化しています。令和6年4月1日には「改正障害者差別解消法」の施行により、行政機関等に加え事業者においても、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

このような中、令和4年度に実施した、障がい者を対象としたアンケート調査では、「障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがあるか」の問いに、3割以上の方が「ある」と回答しており、その場所は「仕事の関係」を筆頭に、「学校」、「病院などの医療機関」が多くなっています。

また、このアンケートでは、次のようなことも分かりました。

就労支援として必要だと思うことは、

- ・職場の上司や同僚に障がい者への理解があること
- ・具合が悪くなった時に気軽に通院できること

障害福祉サービスを受けるにあたり困っていることは、

- ・制度が分かりにくいこと
- ・身近なところに利用できる施設が少ないこと

災害時に困ることは、

- ・避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安なこと
- ・投薬や治療が受けられないこと
- ・安全なところまで迅速に避難することができないこと

このような結果から、障がい者が安心して就労ができるようにするためには、就労先における、障がい者雇用の環境整備と職場における理解促進が必要となるほか、障がい者自身の働く意欲を向上させるため、個々の能力や企業ニーズにあった就労支援と就労後も仕事についての相談や支援ができる体制の整備が必要です。

また、障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしができるようにするためには、本人やその家族のライフステージに沿った切れ目のない相談支援と様々な障がいに対応した障害福祉サービスを提供できる体制整備など、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めることが必要です。

さらに、災害時において、障がい者に配慮した避難体制の確立や避難所の環境づくりが必要であるほか、感染症への対応など、新たな課題に対応していくことが求められています。

本市では、アンケート調査で明らかになった不安等を解消し、障がい者が地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、障がい者の視点に立った障害福祉サービスの提供を図るほか、就労に対する支援などにより社会参加の促進に取り組むとともに、一人一人の多様なニーズに応えていくため、今後も、地域や事業者、行政が一体となって、障がい者福祉の充実に取り組んでいきます。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

障害者基本法第1条には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとされています。

これを基本としつつ、国及び県が定める計画の考え方及び本市の最上位計画である第7次総合計画及び関連計画である第4期地域福祉計画を踏まえた上で、本計画の理念を「障がいのある人もない人も自らの経験や能力を活かし、生きがいをもって共に生きる地域社会の実現」と定めます。

障害者基本法が目指す社会像

「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第4次青森県障害者計画の基本理念

「住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす」

第7次八戸市総合計画が目指す将来都市像

「ひと・産業・文化が輝く 北の創造都市」

第4期八戸市地域福祉計画の基本理念

「人と人、人と地域が支え合い、誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせる地域づくり」



第4次八戸市障がい者計画の基本理念

障がいのある人もない人も自らの経験や能力を活かし、生きがいをもって共に生きる地域社会の実現

2 基本目標

本計画は、前項の基本理念の実現を目指すため、以下の3つを基本目標とし、次に示す施策体系により関連事業を展開します。

基本目標1：障がい者福祉の充実

障がいのある人が身近な地域で継続して生活していくために、一人一人の状況やニーズに応じた一貫した支援が受けられる体制の整備に取り組み、自己選択や自己決定に基づき、地域において障がいの特性や状況に応じた必要な福祉サービスの提供と自立に向けた生活支援を計画的に推進することで、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

基本目標2：社会参加の促進

障がいのある人がそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、社会の中で活躍することができるよう、障がい及び障がい者についての市民や事業者の理解の促進を図るとともに、自立に向けた外出支援や就労支援の充実を図り、社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

基本目標3：各分野の施策との連携

本市の第7次総合計画では、まちづくりの基本方針として地域が一体となって推進する6つの政策 ①「ひと」を育む（子育て・教育・文化・スポーツ）、②「経済」を回す（産業・雇用）、③「暮らし」を守る（環境・防災・防犯・健康）、④「ともに生きる社会」をつくる（福祉・コミュニティ・多文化共生）、⑤「まち」を形づくる（都市整備・公共交通）、⑥「八戸らしさ」を活かす（シティプロモーション・観光・国際交流）を定めており、これら各分野の政策との連携により、全ての人が身近な地域で自らの望む生活を送れるよう、障がい者支援の充実を図り、障がいのある人もない人も地域全体で支え合う「ともに生きる」地域社会を目指します。

3 施策の体系

障がいのある人もない人も自らの経験や能力を活かし、生きがいをもって共に生きる地域社会の実現

基本目標 1：障がい者福祉の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

(2) 生活支援の充実

基本目標 2：社会参加の促進

(1) 社会参加しやすい環境の整備

(2) 就労支援の促進

(3) 障がいを理由とする差別解消の推進

基本目標 3：各分野の施策との連携

(1) 障がい者の支援に向けた施策の推進

(2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進

第4章 施策の内容

基本目標1：障がい者福祉の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

障がいの内容や程度、生活の状態により、サービスのニーズは様々であるため、個々が必要とするサービスを提供できる体制整備に取り組みます。

在宅における障害福祉サービスの充実を図るとともに、施設や病院などから地域に移行した後も安心して生活できるよう、相談体制や福祉サービスの充実に取り組みます。

令和4年度実施のアンケート調査において、地域で生活するために必要な支援として、必要な在宅サービスが適切に利用できること、また、障害福祉サービスの制度については、わかりにくいとの意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては「障がい者のしおり」の活用等により丁寧な制度説明を行い、必要なサービスの提供に努めます。

事業名	概要
訪問系サービス	◇訪問を受けて在宅で支援を受けるサービス ①居宅介護（ホームヘルプ）、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護、⑤重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	◇入所施設等で昼間の活動を支援するサービス ①生活介護、②自立訓練（機能訓練、生活訓練）、③宿泊型自立訓練、④就労移行支援、⑤就労継続支援A型、⑥就労継続支援B型、⑦就労定着支援、⑧療養介護、⑨短期入所（ショートステイ） ※令和7年度に就労選択支援が追加予定
居住系サービス	◇入所施設等、住まいの場としてのサービス ①自立生活援助、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援
相談支援サービス	◇福祉サービスを受けるときや施設や精神科病院から地域移行するときなどに相談を受け、支援するサービス ①計画相談支援、②地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
障がい児支援サービス	◇児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児に対するサービス 〔市町村が支給決定を行うもの〕 ①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス

	ス、④保育所等訪問支援、⑤居宅訪問型児童発達支援の障害児通所支援、⑥障害児相談支援 [都道府県が支給決定を行うもの] ① 福祉型障害児入所施設、②医療型障害児入所施設のサービス
障害福祉サービス事業者等指定事業	◇障害福祉サービス事業者の指定・指導監査等を実施

(2) 生活支援の充実

専門の相談員による福祉サービスに関する相談や情報提供により生活支援の充実を図るとともに、成年後見制度の活用による権利擁護の推進を図ります。

また、日常生活用具や特別障害者手当等の適切な給付並びに重度障がい者への医療費の適切な助成を行います。

令和4年度実施のアンケート調査において、地域で生活するために必要な支援として、経済的な負担の軽減との意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては適切な給付の実施並びに関係する他制度の周知に努めます。

事業名	概要
障害者相談支援事業	◇専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を提供
基幹相談支援センター等機能強化事業	◇基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置 ◇基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	◇賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や家主への相談・助言の実施
成年後見制度利用支援事業	◇成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者のうち、身寄りがないなどの理由から市長申立てを行う場合に、成年後見制度の手続きに要する費用(登記手数料、鑑定費用等)の全部又は一部を助成

障害者虐待防止対策 支援事業	◇養護者からの虐待を受けている障がい者で、その生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招く恐れが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合に、養護者との分離等のため、緊急的に一時避難する宿泊場所を提供
成年後見制度法人後 見支援事業	◇成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため法人後見実施団体等に研修を実施
発達障害者支援事業	◇発達障がい児者を支援するため、医療・保健・教育・福祉等の関係機関が連携して検討会議を開催 ◇発達障がいに関する理解を深めるための研修会等を開催
障害児等療育支援事 業	◇障がい児の状況に応じて、在宅訪問又は外来において、専門職員による療育指導を実施 ◇当該障がい児が通う指定障害児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術指導等を実施
訪問入浴サービス	◇歩行困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅障がい者（児）に訪問入浴車を派遣
日中一時支援事業	◇日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に、障がい者（児）の一時的預かりを実施
権利擁護支援事業	◇障がい者虐待に関する普及啓発活動を推進 ◇障がい者虐待対策ケース会議を開催
日常生活用具給付等 事業	◇日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等を給付
特別障害者手当給付 等事業	◇日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の方に特別障害者手当を給付 ◇日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に障害児福祉手当を給付
移動支援事業	◇屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援
身体障害者手帳交付 事業	◇身体障害者手帳に係る申請の受理から交付までの一連の事務の実施

<p>医療費助成事業</p>	<p>◇重度心身障害者医療費 重度心身障がい者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合 や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金を助成</p> <p>◇自立支援医療費 (更生医療、育成医療、精神通院医療) 障がいを軽減する治療等を指定自立支援医療機関で受け 場合の公費負担制度</p>
----------------	--

基本目標２：社会参加の促進

(1) 社会参加しやすい環境の整備

障がいや障がい者に対する市民や事業者等の理解の促進を図るとともに、外出時の移動手段の確保や手話通訳者等の派遣など、障がい者が社会参加しやすい環境整備に取り組みます。

事業名	概要
障がい者バス特別乗車証支給事業	◇6歳以上の障がい者に、市営バス及び南部バスの市内全線で利用できるバス特別乗車証を交付
自動車運転免許取得・改造助成事業	◇自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費の一部を助成
研修会等開催・支援事業	◇障がい者福祉合同研修会やNHKハート展（障がい者の詩と著名人の絵画を組み合わせた展覧会）、「であうアート展」（障がい者施設における創作作品の展覧会）などを関係機関と連携し実施 ◇障がい者団体が開催するイベントへの職員派遣
障がい者団体活動支援事業	◇社会福祉団体が行う活動に対する補助 ◇自閉症児（者）親の会が行う事業に対する補助 ◇八戸市手をつなぐ育成会が行う「愛の輪レクリエーション」事業に対する補助
手話への理解促進・普及事業	◇教育機関等を対象に手話出前講座を実施 ◇手話啓発用パンフレットの作成・配布、及び広報紙への掲載による手話への理解促進と普及
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	◇市内に在住する聴覚障がい者が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣
手話通訳者設置事業	◇主に市庁舎内での事務申請手続を中心に、公的機関での事務手続きや医療機関受診など、聴覚障がい者が必要とする際に手話通訳を実施
手話奉仕員養成研修事業	◇手話奉仕員養成研修講座及び手話通訳者養成研修講座を実施

代読・代筆支援員派遣事業	◇視力障がい者又は知的障がい者が、郵便物等の代読を必要とするときや官公庁等の申請書類等に代筆を必要とするときに支援員を派遣
重度心身障がい者タクシー料金等助成等事業	◇障がい者の社会参加の促進を図るため、バス利用が困難な在宅重度心身障がい者に対し、タクシー利用料金または自家用車燃料費の一部を助成
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	◇基礎的事業に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等を実施

(2) 就労支援の促進

障がいのある人が社会の中で安心して就労できるよう、関係団体との連携を深めるとともに、就労相談体制の整備や訓練機会の確保に努めます。

また、障がいや障がい者の就労に対する市民や事業者への理解の促進を図り、障がい者の就労支援の促進を図ります。

令和4年度実施のアンケート調査において、障がい者の就労支援として必要なことに、職場の上司や同僚に障がい者への理解があることとの意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては、職場における障がい者に対する理解が得られるための方策を講じます。

事業名	概要
障がい者就労支援団体ネットワーク事業	◇障がい者の就労に関する情報の提供・共有 ◇意見交換等を行う会議及び市民を含めた障がい者の就労支援のための研修会を開催
障がい者就労サポーター養成事業	◇障がい者雇用（予定）企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がいや障がい者の就労に対する理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催
障がい者就労支援事業	◇障がい者就労施設からの物品等の調達の推進を図るため、障害者優先調達推進法に基づくパンフレットを作成し配布

(3) 障がいを理由とする差別解消の推進

平成24年10月施行の障害者虐待防止法や平成28年4月施行の障害者差別解消法により、障がい者の尊厳を守るとともに、自立や社会参加の妨げとなる虐待の禁止や差別の禁止及び行政機関等による合理的配慮の提供の義務が法定化され、令和6年4月には、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供も義務化されます。

また、平成28年の改正により、発達障害者支援法の基本理念に「社会的障壁の除去」という文言が規定されました。これにより、社会と発達障がいの間に隔てられた障壁の原因は発達障がいの特性にあるのではなく、適切な支援と正しい認知や理解の普及が進んでいない社会に責任があるという考えが示されたものと認識しています。

このような中、令和4年度実施のアンケート調査では、差別や嫌な思いをしたことがあると回答した方が34.1%おり、その場所として、多い方から仕事の関係、学校、病院などの医療機関等の順となっており、これらは特に日常生活において身近な場所であることから、事業の実施にあたっては、こうした場所での障がいを理由とする差別を解消するための方策を講じるとともに、今後も、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、地域住民が障がいや障がい者について正しく理解し、互いに尊重し支え合う地域づくりに努めます。

さらに、次に示す「基本目標3：各分野の施策との連携」に掲載する事業において、発達障がいの早期発見に努めるとともに、保護者への相談・助言、療育や医療機関と連携した切れ目のないサポート体制による早期支援を実施、また、対象者の属性を問わない包括的な相談支援や、地域での交流や活躍の機会を生み出す支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を検討し、障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

事業名	概要
職員対応マニュアルの運用	◇障害者差別解消法第10条に規定する対応要領として、職員対応マニュアルを策定、職員研修を実施 ◇市の各部署において、不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を実施
公共施設での障がい者差別の解消	◇市職員の対応マニュアルをもとに、指定管理者に対する研修を実施 ◇指定管理者制度導入施設のモニタリングにおいて、評価項目に不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を実施

障がい者差別に関する相談への対応	◇関係機関等との連携により、適切に対応
障がい者差別解消のための啓発活動	◇市広報誌の他、市の運用するソーシャルメディア等の各種 広報媒体を活用し、障害者差別解消法の趣旨等の正しい知識の普及啓発活動を実施 ◇障がい者団体や医療機関及び教育機関と連携した啓発活動を実施 ◇市民や事業者を対象とした研修会を開催 ◇ヘルプマーク、ヘルプカードの普及啓発活動の実施
【再掲】研修会等開催・支援事業	◇障がい者福祉合同研修会やNHKハート展、であうアート展を開催 ◇障がい者団体が開催するイベントへの職員派遣

基本目標3：各分野の施策との連携

(1) 障がい者の支援に向けた施策の推進

第7次総合計画のまちづくりの基本方針として定めた各分野の政策のうち、障がい者の支援に向けた施策を推進します。

① 保健・医療の充実

市民自らがライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、健康相談体制の充実を図り、健康づくり活動の支援に取り組みます。

また、必要な時に必要な医療を受けられる環境の確保を目指し、医療従事者の確保など医療環境の整備を図ります。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
救急医療体制整備事業	◇医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療の体制を整備	市	保健総務課
ドクターカー運行事業	◇医師を乗せて救急現場に直行する「ドクターカー」を八戸市立市民病院に配備、運行	八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村	保健総務課
AED普及促進事業	◇ボランティア団体等との協働によりAED講習会を開催 ◇イベント等での救命活動に備えるための、圏域内でAEDの相互利用 ◇AED設置施設の情報提供	市・ボランティア団体	保健総務課
看護師等修学資金貸与事業	◇市内の看護師等養成施設に在学の者に対して、修学に必要な資金を貸与	市	保健総務課
地域自殺対策強化事業	◇講演会の開催や各種広報媒体を活用して、自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発を推進	市	保健予防課

母子健康診査事業	◇妊産婦と乳幼児の健康の保持増進を推進するため、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、先天性股関節脱臼検診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等を実施	市	すくすく親子健康課
健康教育事業	◇妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、子育てや健康等に関する正しい知識の普及啓発を実施	市	すくすく親子健康課
健康相談事業	◇妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、健康や栄養等に関する個別の相談に応じることにより、個別の健康管理を支援	市	すくすく親子健康課
子育て世代包括支援センター事業	◇子育て世代包括支援センターを設置運営し、妊産婦及び乳幼児の保護者を継続的、包括的に支援 「八戸版ネウボラ」として、子ども家庭相談室、こども支援センターとの連携を強化し、保健・福祉・教育が一体的に支援できるような相談支援体制の構築を図る	市	すくすく親子健康課

② 地域福祉・高齢者支援の充実

全ての市民が相手に対するいたわりの気持ちを持ちながら、安心して自立した生活ができるよう、地域の見守り活動の推進や地域福祉の担い手育成・支援など、地域福祉活動を活発に行うとともに、市民意識の醸成を図ります。

また、外出機会や活躍できる場を確保し、生きがいづくりや仲間づくりを支援し、社会参加を促進します。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
福祉意識の高揚のための出前講座	◇地域での講習会(車椅子操作体験や高齢者擬似体験など)を開催	市・社会福祉協議会	福祉政策課

心のバリアフリー推進事業	<p>◇高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催</p> <p>◇各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を実施</p>	市	福祉政策課
ほのぼののコミュニティ21推進事業	<p>◇「ほのぼのの交流協力員」による高齢者や障がい者等の自宅訪問を実施</p> <p>◇関係者間の連携を深める連絡会や、見守り活動に関する研修会を開催</p>	市・社会福祉協議会	福祉政策課
地域の安心・安全見守り活動推進事業	◇宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築	市・関係事業者	福祉政策課
福祉バス運営事業	◇市内の老人クラブや障がい者支援団体などの社会福祉団体が利用する福祉バスを運営	市	福祉政策課
重層的支援体制整備事業	◇対象者の属性を問わない包括的な「相談支援」、社会とのつながりを作る「参加支援」、地域からの孤立を防ぎ交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施について検討	市	福祉政策課 (関係各課)
福祉有償運送事業	◇乗車定員11人未満の自家用自動車を用いて、会員登録をした身体障がい者等移動制約者の運送を実施	NPO法人等	政策推進課
成年後見センター事業	<p>◇権利擁護に関する総合相談を実施</p> <p>◇市民後見人の養成及び支援、市民後見人監督人に対する支援</p> <p>◇啓発・研修事業を推進</p>	市	高齢福祉課

地域包括支援センター運営事業	◇高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴う、高齢者虐待等の対応困難ケースや一人暮らしの認知症高齢者に関する相談を実施	市	高齢福祉課
緊急通報装置貸与事業	◇市民税非課税のひとり暮らし高齢者の自宅に緊急通報装置を貸与	市	高齢福祉課
はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費助成事業	◇はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費の一部を助成	市	高齢福祉課
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	◇ひとり暮らし等の高齢者で、心身の障がいや傷病などの理由で、衛生管理が困難な方に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施	市	高齢福祉課

③ 子育て支援の充実

妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援に取り組み、多様な子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境の整備を進めます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
中程度障がい児保育事業	◇保育を必要とする中程度障がい児の保育施設等への入所促進を図るため、保育士加配に係る人件費を補助	市	こども未来課
ふれあい保育事業	◇保育を必要とする軽度障がい児の保育施設等への入所促進を図るため、保育士加配に係る人件費を補助	市	こども未来課
ファミリーサポートセンター事業	◇育児の援助を必要とする者と育児を援助したい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を実施	市	子育て支援課
子育て情報整備事業	◇子育て情報サイトの運営、LINE及び子育て支援アプリによる情報配信を実施	市	子育て支援課

児童館・児童センター管理運営事業	◇健全な遊びを通じて、児童の健康を増進し情操を育むことを目的に、児童の集団及び個別指導を実施	市	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	◇遊びを通じた自主性、社会性、創造性の育成など、児童の健全育成に必要な活動を実施	市	子育て支援課
子ども医療費助成事業	◇0歳から中学生までの児童の入院・通院と高校生の入院の医療費の一部負担金（保険適用分）を助成	市	子育て支援課
はちのへ縁結びプロジェクト事業	◇町内会と連携し、未婚者等に対し結婚支援に関するイベント情報などを提供 ◇関係団体と連携し、結婚支援に関するイベント等を開催	市	子育て支援課

④ 医療的ケア児等の支援の促進

庁内各課及び関係機関と連携し、医療的ケア児及びその家族の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
医療的ケア児保育支援事業	◇保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受け入れが可能となるよう市内保育所等の体制を整備するために要する費用を補助	市	こども未来課
医療的ケア児等総合支援事業	◇医療的ケア児とその家族を支援するため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置 ◇コーディネーターの配置	市	障がい福祉課
小児慢性特定疾病医療費支給事業	◇小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	市	すくすく親子健康課

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	◇小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う	市	すくすく親子健康課
特別支援教育看護支援員配置事業	◇看護師資格のある支援員を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制の充実と安全な学習環境の整備を目指す	市	こども支援センター

⑤ 難聴児の支援の充実

早期発見による適切な支援により有効に音声言語の発達を促すため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の早期装用による言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進します。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	◇身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し補聴器購入経費の一部を助成	市	障がい福祉課

⑥ 学校教育の充実

地域密着型教育の推進や教職員の指導力向上を図るとともに、学校施設の設備や特別支援教育の充実を図り、生きる力を身に付けた児童生徒の育成を目指します。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
青少年(中・高生)の地域活動事業	◇ボランティア活動をはじめとする様々な活動を通して、地域社会の一員としての自覚と関心を深めていくとともに、健全な仲間づくりをすすめる ◇障がいのある生徒と一緒に活動していく中で、お互いの理解を深め仲間意識を形成していくように努めていく	市	教育指導課

特別支援教育就学奨励費支給事業	◇「学校給食費」「学用品通学用品費」「校外活動費」「新入学児童生徒学用品通学用品費」「修学旅行費」「通学費」に係る経費の一部を支給	市	学校教育課
教育相談・適応指導教室事業	◇子育てや発達等について、電話・来所、訪問等による教育相談を実施 ◇不登校状態の児童生徒への適応指導や未然防止のための小集団活動の充実	市	こども支援センター
特別支援教育アシスト事業	◇特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学校に対し、特別支援アシスタントを配置 ◇研修会の実施など、アシスタントの資質の向上及び個々の教育的ニーズに応じた支援を実施	市	こども支援センター
特別支援教育推進事業委託	◇学齢期を通じた子育て及び特別な支援を要する幼児児童生徒の教育環境の充実を図る ◇就学前からの早期発見・早期支援を含めた、総合的かつ継続的な支援体制の確立の支援	八戸市特別支援教育研究会	こども支援センター

⑦ 雇用環境の充実

希望する職業や能力を活かせる職業に就き、多様な働き方を選択し、意欲的に働くことができるよう、雇用・就業機会の拡大や職業能力の開発・向上に取り組みます。

また、働きやすい労働環境の普及啓発に取り組みます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
障がい者雇用奨励金	◇市内に居住する障がい者を常用労働者として雇用する事業主に対し、雇用奨励金を交付	市	産業労政課

【再掲】障がい者就労支援団体ネットワーク事業	◇障がい者の就労に関する情報の提供・共有 ◇意見交換等を行う会議及び市民を含めた障がい者の就労支援のための研修会を開催	市	障がい福祉課
【再掲】障がい者就労サポーター養成事業	◇障がい者雇用（予定）企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がいや障がい者の就労に対する理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催	市	障がい福祉課

⑧ 地域防災の充実

激甚化する災害に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するため、市民の防災意識の醸成や、防災訓練の充実を図り、ハードとソフト両面での防災体制の強化に取り組みます。

また、事業の実施にあたっては、災害時に障がい者が感じる不安の払拭と、障がい特性に応じた配慮が得られるための方策を講じます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
総合防災訓練の実施	◇災害発生時の防災活動が迅速かつ的確に行えるよう地域住民や防災関係機関等の参加・連携のもと、避難訓練、救助・救出訓練、避難所開設訓練等を実施	市	災害対策課
安全・安心情報発信事業	◇災害時の避難情報や気象情報、火災情報、防犯情報、危険動物出没情報等の各種警戒情報（安全・安心情報）をメールや専用アプリで配信	市	危機管理課
避難行動要支援者事業	◇避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成 ◇要支援者名簿等の提供を通じ、要支援者を地域で支援していく体制を構築 ◇GIS連動型避難行動要支援者支援システムの運用	市	福祉政策課

救急医療情報キット配付事業	◇避難行動要支援者等に対して、救急医療情報キットを配付	八戸圏域 連携中枢 都市圏構 成市町村	福祉政策課
福祉避難所整備事業	◇災害時に、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所を整備するほか、開設・運営に関わる職員の研修等を実施	市	福祉政策課
福祉避難所の整備	◇災害時に福祉避難所となる施設の整備	市	障がい福祉課
障がい者への災害情報等伝達事業	◇視覚・聴覚障がい者への災害発生情報や避難情報等の伝達体制を構築 ・聴覚障がい者に対し、FAX 一斉送信システム（BizFax）及びほっとするメールへの登録の推進 ・視覚障がい者に対し、緊急警報受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオの購入費補助	市	障がい福祉課

(2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進

第7次総合計画のまちづくりの基本方針として定めた各分野の政策のうち、障がい者への配慮が必要な施策を推進します。

これらの施策に関連する事業の実施にあたっては、積極的に障がい者への配慮に努めます。

① 市民活動の促進

市民の協働意識の醸成を図り、市民活動やボランティア活動を促進するための支援や環境づくりに取り組めます。

② 感染症対策の推進

迅速かつ適切な新型コロナウイルス感染症対策として、国や県、関係機関との連携により、感染症のまん延防止体制の強化を図ります。

感染拡大時においても保健所機能を維持するとともに、必要な時に検査等を受けられるよう体制強化を図ります。

③ 防犯・交通安全対策の推進

町内会や教育機関、事業者、行政等が連携を強化し、防犯対策の充実と安全な交通環境づくりに取り組み、犯罪が起こりにくく交通ルールが遵守され交通事故の発生が抑制された、安心して暮らすことができる地域環境づくりを推進します。

④ 消費者トラブルの防止・被害からの救済

消費生活に関する情報提供や相談・支援体制の充実を図り、消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、トラブルに見舞われても、すぐに相談し、必要な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。

⑤ 良好な市街地の形成・道路網の整備

快適で潤いのある生活を送ることができるよう、良好な居住空間の整備や、街並みに調和した景観形成を進め、中心市街地における集積と回遊性の高い都市空間形成を進めます。

また、道路・橋りょうの整備や適正な維持管理に取り組み長寿命化を図るとともに、幹線道路の整備促進、機能強化、利活用の促進を図ります。

⑥ 地域公共交通の充実

人々の移動と交流を支える持続可能な地域公共交通を形成し、利用者ニーズに対応した地域公共交通の利便性向上を図るとともに、陸、海、空の広域公共交通の利用を促進し、地域公共交通との乗継利便性向上に取り組み、乗車環境の整備を推進します。

⑦ 文化芸術活動への参加促進

拠点施設を活用した文化芸術活動を促進し、障がいのある人も積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係機関・団体と連携しながら、参加・交流の機会の充実を図るとともに、障がいのある人の多様な作品や表現の発表の機会をとらえ、広く市民に周知し障がいや障がいのある人についての理解促進に努めます。

⑧ スポーツに親しめる環境の推進

プロスポーツチームの試合観戦の機会を提供するとともに、スポーツ施設の整備に取り組み、スポーツを通じた豊かな人生の形成を目指します。

令和8年度に青森県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機に、障がい者スポーツへの理解促進を図り、関係機関・団体等と連携しながら、障がいのある人もない人も共に参加することができる、一人一人の目的に応じたスポーツ活動を支える環境づくりを目指します。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年1月20日 ～令和5年2月8日	アンケート調査実施
令和5年8月30日	第1回八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (骨子の検討)
令和5年11月9日	第2回八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (計画案の検討)
令和5年12月21日 ～令和6年1月19日	計画案に対する市民からの意見募集(パブリックコメント)
令和6年2月7日	第3回八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (計画案の承認)
令和6年3月22日	八戸市健康福祉審議会(計画策定報告)

2 八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

任 期：令和4年6月28日～令和7年6月27日

専門分科会長：間山路代 副専門分科会長：小川あゆみ

区分	所属団体・役職	氏名
学識経験者	八戸学院大学短期大学部介護福祉学科 教授	小川あゆみ
	八戸学院大学健康医療学部看護学科 教授	小沢久美子
	三八地区特別支援連携協議会 会長	小笠原一恵
保健医療関係者	八戸市医師会 理事	深澤隆
	八戸市薬剤師会 会長	阿達昌亮
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	間山路代
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 副会長	澤口公孝
	青森県精神保健福祉協会 評議員	工藤玲子
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	東山国男
	八戸市手をつなぐ育成会 会長	川村暁子
	八戸市自閉症児(者)親の会 特別理事	前田淳裕
公募に応じた者	公募	高橋薫

合計 12人

3 八戸市健康福祉審議会規則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年八戸市条例第 11 号）第 32 条第 7 項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第 2 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第 5 条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障がい者福祉専門分科会
- (3) 健康・保健専門分科会
- (4) 介護・高齢福祉専門分科会
- (5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各 1 人を置く。

- 6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって定める。
- 7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「、当該専門分科会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

- 第6条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第7条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
 - 3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
 - 4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあつては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあつては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。
 - 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
 - 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあつては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（資料の提出の要求等）

第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成19年3月28日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月20日規則第61号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日規則第105号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年8月3日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年度
障がい者アンケート調査結果
報告書

令和5年3月
八戸市福祉部障がい福祉課

八戸市障がい者計画（第4次）策定についてのアンケート調査

1 目 的

次期八戸市障がい者計画策定（令和5年度）にあたっては、内閣府の示す市町村障害者計画策定指針に基づき、地域の実情とニーズを踏まえて策定すべく、障がい者の意向調査等による基礎資料の収集・整理が求められていることから、障がい者の意向調査等のため、アンケート調査を実施するもの。

2 調査実施方法

調査対象者

下記対象者から 1,500 名を抽出

- ・ 八戸市在住の身体障害者手帳保持者
- ・ 八戸市在住の愛護（療育）手帳保持者
- ・ 八戸市在住の精神障害者保健福祉手帳保持者
- ・ 八戸市在住の指定難病罹患者

調査方法

郵送による配布・回収（無記名による設問法）

調査期間

令和5年1月20日～令和5年2月8日

有効回収数 871 件（有効回収率 58.1%）

3 調査内容

- ① 回答者のプロフィール
- ② 障がいの状況について
- ③ 住まいや暮らしについて
- ④ 日中活動や就労について
- ⑤ 障害福祉サービス等の利用について
- ⑥ 相談相手について
- ⑦ 権利擁護について
- ⑧ 災害時の避難等について

八戸市障がい者計画(第4次)策定についてのアンケート調査結果

問1 この調査にお答えいただくのは、どなたですか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
本人	590	67.7
本人の家族	235	27.0
家族以外の介助者	31	3.6
無回答	15	1.7

「本人(この調査票が郵送された宛名の方)」が67.7%で最も多く、次いで「本人の家族」27.0%、「家族以外の介助者」3.6%の順となっています。

年齢・居住地域・家族などについて

問2 あなたは何歳ですか。(令和5年1月1日現在)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
18歳未満	48	5.5
18～64歳	401	46.0
65歳以上	410	47.1
無回答	12	1.4

「65歳以上」が47.1%で最も多く、次いで「18～64歳」46.0%、「18歳未満」5.5%の順となっています。

問3 あなたの性別をお答えください。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
男性	487	55.9
女性	379	43.5
その他	1	0.1
無回答	4	0.5

性別について「男性」は55.9%、「女性」は43.5%となっている。

問4 あなたがお住いの地区はどこですか。
(地区別)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
三八城	46	5.3
柏崎	31	3.6
吹上	51	5.9
長者	44	5.1
小中野	60	6.9
湊	51	5.9
白銀	84	9.6
鮫	28	3.2
根城	76	8.7
是川	19	2.2
上長	39	4.5
市川	41	4.7
館	17	2.0
豊崎	2	0.2
大館	97	11.1
下長	85	9.8
南浜	10	1.1
南郷	18	2.1
わからない	14	1.6
無回答	58	6.7

「大館地区」が11.1%で最も多く、次いで「下長地区」9.8%、「白銀地区」9.6%の順となっています。

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている方は、どなたですか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
配偶者	309	35.5
父母・祖父母・兄弟・姉妹	259	29.7
子ども・孫	168	19.3
その他	15	1.7
いない(一人で暮らしている)	239	27.4
無回答	6	0.7

「配偶者」が35.5%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟・姉妹」29.7%、「いない(一人で暮らしている)」27.4%の順となっています。

問6 生活するためのお金(収入源)は、主に、何によってまかなわれていますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
自分の就労等による収入	117	13.4
自分の年金や手当	430	49.4
家族の就労等による収入	160	18.4
家族の年金や手当	72	8.3
生活保護	73	8.4
その他	10	1.1
無回答	9	1.0

「自分の年金や手当」が49.4%で最も多く、次いで「家族の就労等による収入」18.4%、「自分の就労等による収入」13.4%の順となっています。

問7 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。
①から⑩のそれぞれにお答えください。

① 食事(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	688	79.0
一部介助が必要	105	12.1
全部介助が必要	56	6.4
無回答	22	2.5

「ひとりでできる」が79.0%で最も多く、次いで「一部介助が必要」12.1%、「全部介助が必要」6.4%の順となっています。

② トイレ(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	694	79.7
一部介助が必要	75	8.6
全部介助が必要	80	9.2
無回答	22	2.5

「ひとりでできる」が79.7%で最も多く、次いで「全部介助が必要」9.2%、「一部介助が必要」8.6%の順となっています。

③ 入浴(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	616	70.7
一部介助が必要	114	13.1
全部介助が必要	113	13.0
無回答	28	3.2

「ひとりでできる」が70.7%で最も多く、次いで「一部介助が必要」13.1%、「全部介助が必要」13.0%の順となっています。

④ 衣服の着脱(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	666	76.5
一部介助が必要	100	11.5
全部介助が必要	78	9.0
無回答	27	3.1

「ひとりでできる」が76.5%で最も多く、次いで「一部介助が必要」11.5%、「全部介助が必要」9.0%の順となっています。

⑤ 身だしなみ(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	621	71.3
一部介助が必要	132	15.2
全部介助が必要	88	10.1
無回答	30	3.4

「ひとりでできる」が71.3%で最も多く、次いで「一部介助が必要」15.2%、「全部介助が必要」10.1%の順となっています。

⑥ 家の中の移動(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	704	80.8
一部介助が必要	69	7.9
全部介助が必要	67	7.7
無回答	31	3.6

「ひとりでできる」が80.8%で最も多く、次いで「一部介助が必要」7.9%、「全部介助が必要」7.7%の順となっています。

⑦ 外出(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	501	57.5
一部介助が必要	185	21.2
全部介助が必要	152	17.5
無回答	33	3.8

「ひとりでできる」が57.5%で最も多く、次いで「一部介助が必要」21.2%、「全部介助が必要」17.5%の順となっています。

⑧ 家族以外の人との意思疎通(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	584	67.0
一部介助が必要	159	18.3
全部介助が必要	75	8.6
無回答	53	6.1

「ひとりでできる」が67.0%で最も多く、次いで「一部介助が必要」18.3%、「全部介助が必要」8.6%の順となっています。

⑨ お金の管理(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	522	59.9
一部介助が必要	130	14.9
全部介助が必要	186	21.4
無回答	33	3.8

「ひとりでできる」が59.9%で最も多く、次いで「全部介助が必要」21.4%、「一部介助が必要」14.9%の順となっています。

⑩ 薬の管理(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	560	64.3
一部介助が必要	113	13.0
全部介助が必要	171	19.6
無回答	27	3.1

「ひとりでできる」が64.3%で最も多く、次いで「全部介助が必要」19.6%、「一部介助が必要」13.0%の順となっています。

【問8は、問7の①～⑩いずれかで「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と回答した方におうかがいします。】

問8 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(複数回答)(n=432)

	全体(件)	割合(%)
父母・祖父母・兄弟・姉妹	164	38.0
ホームヘルパーや施設の職員	140	32.4
配偶者	107	24.8
子ども・孫	57	13.2
その他の人(ボランティア等)	16	3.7
無回答	27	6.3

「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が38.0%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」32.4%、「配偶者」24.8%の順となっています。

【問9は、問8で「父母・祖父母・兄弟・姉妹」「配偶者」「子ども・孫」と回答した方に
 おうかがいします。】

問9-① あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、
 健康状態をお答えください。

①年齢(令和5年1月1日現在)(n=305)

	全体(件)	割合(%)
30歳未満	6	2.0
30～39歳	22	7.2
40～49歳	45	14.8
50～59歳	76	24.9
60～69歳	61	20.0
70～79歳	63	20.7
80歳以上	21	6.9
無回答	11	3.6

「50～59歳」が24.9%で最も多
 く、次いで「70～79歳」20.7%、
 「60～69歳」20.0%の順となっ
 ています。

問9-② あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、
 健康状態をお答えください。

②性別(n=305)

	全体(件)	割合(%)
男性	78	25.6
女性	223	73.1
その他	0	0.0
無回答	4	1.3

介助してくれる家族の性別につ
 いて、「男性」は25.6%、「女性」
 は73.1%となっています。

問9-③ あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、
 健康状態をお答えください。

③健康状態(n=305)

	全体(件)	割合(%)
よい	77	25.2
ふつう	177	58.0
よくない	47	15.4
無回答	4	1.3

「ふつう」が58.0%で最も多く、次
 いで「よい」25.2%、「よくない」
 15.4%の順となっています。

障がいの状況について

問10 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。
 (n=871)

	全体(件)	割合(%)
1級	261	30.0
2級	108	12.4
3級	96	11.0
4級	121	13.9
5級	29	3.3
6級	18	2.1
持っていない	182	20.9
無回答	56	6.4

「1級」が30.0%で最も多く、次い
 で「持っていない」20.9%、「4級」
 13.9%の順となっています。

【問11は、問10で「1～6級」と回答した方におうかがいします。】

問11 身体障害者手帳をお持ちの場合、
主たる障がいをお答えください。(n=633)

	全体(件)	割合(%)
視覚障害	33	5.2
聴覚障害	39	6.2
音声・言語・そしゃく機能障害	16	2.5
肢体不自由(上肢)	69	10.9
肢体不自由(下肢)	166	26.2
肢体不自由(体幹)	59	9.3
内部障害	201	31.8
無回答	50	7.9

「内部障害」が31.8%で最も多く、
次いで「肢体不自由(下肢)」
26.2%、「肢体不自由(上肢)」
10.9%の順となっています。

問12 あなたは愛護(療育)手帳をお持ちですか。
(n=871)

	全体(件)	割合(%)
A判定	85	9.8
B判定	90	10.3
持っていない	625	71.8
無回答	71	8.2

「持っていない」が71.8%で最も
多く、次いで「B判定」10.3%、「A
判定」9.8%の順となっています。

問13 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持
ちですか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
1級	45	5.2
2級	87	10.0
3級	18	2.1
持っていない	649	74.5
無回答	72	8.3

「持っていない」が74.5%で最も
多く、次いで「2級」10.0%、「1
級」5.2%の順となっています。

問14 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けて
いますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
受けている	74	8.5
受けていない	745	85.5
無回答	52	6.0

「受けている」が8.5%、「受けて
いない」が85.5%となっていま
す。

問15 あなたは発達障害として診断されたことが
ありますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ある	100	11.5
ない	726	83.4
無回答	45	5.2

「ある」が11.5%、「ない」が83.4%
となっています。

問16 あなたは高次脳機能障害として診断された
ことがありますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ある	35	4.0
ない	772	88.6
無回答	64	7.3

「ある」が4.0%、「ない」が88.6%
となっています。

問17 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。
(n=871)

	全体(件)	割合(%)
受けている	184	21.1
受けていない	626	71.9
無回答	61	7.0

「受けている」が21.1%、「受けていない」が71.9%となっています。

【問18は問17で「受けている」と回答した方におうかがいします。】

問18 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。(複数回答)(n=184)

	全体(件)	割合(%)
服薬管理	80	43.5
透析	38	20.7
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	20	10.9
吸引	19	10.3
鼻腔経管栄養	13	7.1
カテーテル留置	13	7.1
胃ろう・腸ろう	12	6.5
気管切開	11	6.0
人工呼吸器(レスピレーター)	8	4.3
吸入	7	3.8
中心静脈栄養(IVH)	1	0.5
その他	32	17.4
無回答	6	3.3

「服薬管理」が43.5%で最も多く、次いで「透析」20.7%、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」10.9%の順となっています。

住まいや暮らしについて

問19 あなたは現在どのように暮らしていますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
一人で暮らしている	149	17.1
家族と暮らしている	609	69.9
グループホームで暮らしている	20	2.3
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	56	6.4
病院に入院している	24	2.8
学校の寄宿舎で暮らしている	0	0.0
その他	5	0.6
無回答	8	0.9

「家族と暮らしている」が69.9%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」17.1%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」6.4%の順となっています。

問20 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
一人で暮らしたい	108	12.4
家族と暮らしたい	377	43.3
グループホームで暮らしたい	36	4.1
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい	86	9.9
その他	9	1.0
わからない(今のところ考えていない)	233	26.8
無回答	22	2.5

「家族と暮らしたい」が43.3%で最も多く、次いで「わからない(今のところ考えていない)」26.8%、「一人で暮らしたい」12.4%の順となっています。

問21 地域で生活するためには、どのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)

	全体(件)	割合(%)
経済的な負担の軽減	502	57.6
必要な在宅サービスが適切に利用できること	367	42.1
相談対応等の充実	274	31.5
障がい者に適した住居の確保	274	31.5
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	266	30.5
地域住民等の理解	168	19.3
コミュニケーションについての支援	152	17.5
生活訓練等の充実	140	16.1
その他	22	2.5
無回答	95	10.9

「経済的な負担の軽減」が57.6%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」42.1%、「相談対応等の充実」31.5%、「障がい者に適した住居の確保」31.5%の順となっています。

日中活動や就労について

問22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。
(n=871)

	全体(件)	割合(%)
毎日外出する	254	29.2
1週間に数回外出する	401	46.0
めったに外出しない	142	16.3
まったく外出しない	56	6.4
無回答	18	2.1

「1週間に数回外出する」が46.0%で最も多く、次いで「毎日外出する」29.2%、「めったに外出しない」16.3%の順となっています。

【問23から問26は、問22で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を回答した方におうかがいします。】

問23 あなたは、主にどなたと外出しますか。
(n=797)

	全体(件)	割合(%)
配偶者	144	18.1
父母・祖父母・兄弟・姉妹	118	14.8
ホームヘルパーや施設の職員	78	9.8
子ども・孫	48	6.0
その他の人(ボランティア等)	12	1.5
一人で外出する	345	43.3
無回答	52	6.5

「一人で外出する」が43.3%で最も多く、次いで「配偶者」18.1%、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」14.8%の順となっています。

【問23から問26は、問22で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を回答した方におうかがいします。】

問24 あなたは、主にどのような目的で外出しますか。(複数回答)(n=797)

	全体(件)	割合(%)
買い物に行く	519	65.1
医療機関への受診	495	62.1
通勤・通学・通所	266	33.4
散歩に行く	189	23.7
友人・知人に会う	122	15.3
趣味やスポーツをする	84	10.5
訓練やリハビリに行く	83	10.4
グループ活動に参加する	18	2.3
その他	33	4.1
無回答	15	1.9

「買い物に行く」が65.1%で最も多く、次いで「医療機関への受診」62.1%、「通勤・通学・通所」33.4%の順となっています。

【問23から問26は、問22で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を回答した方におうかがいします。】

問25 外出する際の主な移動手段は何ですか。(n=797)

	全体(件)	割合(%)
自家用車(自分で運転)	246	30.9
自家用車(家族や知人等の運転)	205	25.7
列車・バス等の公共交通機関	139	17.4
送迎車・送迎バス	78	9.8
自転車・徒歩	55	6.9
タクシー	49	6.1
その他	9	1.1
無回答	16	2.0

「自家用車(自分で運転)」が30.9%で最も多く、次いで「自家用車(家族や知人等の運転)」25.7%、「列車・バス等の公共交通機関」17.4%の順となっています。

【問23から問26は、問22で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を回答した方におうかがいします。】

問26 外出した時に困ることは何ですか。(複数回答)(n=797)

	全体(件)	割合(%)
困ったときにどうすればいいの心配	172	21.6
道路や駅に階段や段差が多い	146	18.3
外出にお金がかかる	141	17.7
発作など突然の身体の変化が心配	135	16.9
公共交通機関が少ない(ない)	126	15.8
障がい者用の駐車場が少ない(ない)、使用できない	107	13.4
外出先の建物の設備が不便	97	12.2
列車やバスの乗り降りが困難	95	11.9
周囲の目が気になる	85	10.7
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	68	8.5
介助者が確保できない	37	4.6
その他	27	3.4
特になし	201	25.2
無回答	41	5.1

「困ったときにどうすればいいの心配」が21.6%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」18.3%、「外出にお金がかかる」17.7%の順となっています。

問27 あなたは、余暇(休日)をどのように過ごしていますか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
テレビ・DVD	513	58.9
買い物	410	47.1
散歩	197	22.6
パソコン・スマホ	179	20.6
家事手伝い	147	16.9
外食	143	16.4
読書	133	15.3
ゲーム	129	14.8
友人と過ごす	85	9.8
映画・芸術鑑賞	66	7.6
スポーツ	38	4.4
旅行	33	3.8
カラオケ	30	3.4
その他	72	8.3
何もしない	52	6.0
無回答	26	3.0

「テレビ・DVD」が58.9%で最も多く、次いで「買い物」47.1%、「散歩」22.6%の順となっています。

問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
収入を得る仕事をしている(会社勤めや自営業など)	139	16.0
収入を得ない仕事をしている(ボランティアなど)	5	0.6
専業主婦(主夫)をしている	67	7.7
福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援事業所を含む)	89	10.2
病院などのデイケアに通っている	44	5.1
リハビリテーション施設に通っている	17	2.0
自宅で過ごしている	310	35.6
入所している施設や病院などで過ごしている	67	7.7
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	1	0.1
特別支援学校(小中高等部)に通っている	30	3.4
一般の高校、小中学校に通っている	13	1.5
幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	7	0.8
その他	14	1.6
無回答	68	7.8

「自宅で過ごしている」が35.6%で最も多く、次いで「収入を得る仕事をしている(会社勤めや自営業など)」16.0%、「福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援事業所を含む)」10.2%の順となっています。

【問29は問28で「収入を得る仕事をしている」と回答した方におうかがいします。】

問29 どのような勤務形態で働いていますか。(n=139)

	全体(件)	割合(%)
正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない	50	36.0
正社員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	8	5.8
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	48	34.5
自営業	18	12.9
その他	15	10.8
無回答	0	0.0

「正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が36.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」34.5%、「自営業」12.9%の順となっています。

問30 あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
仕事をしたい	288	33.1
仕事はしたくない、できない	449	51.5
無回答	134	15.4

「仕事をしたい」が33.1%、「仕事はしたくない、できない」が51.5%となっています。

【問31は問30で「仕事をしたい」と回答した方におうかがいします。】

問31 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(n=288)

	全体(件)	割合(%)
職業訓練を受けたい	91	31.6
職業訓練を受けたくない	59	20.5
職業訓練を受けたいが、受ける状況にない	83	28.8
すでに職業訓練を受けている	25	8.7
無回答	30	10.4

「職業訓練を受けたい」が31.6%で最も多く、次いで「職業訓練を受けたいが、受ける状況にない」28.8%、「職業訓練を受けたくない」20.5%の順となっています。

問32 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
職場の上司や同僚に障がい者への理解があること	369	42.4
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	286	32.8
短時間勤務や勤務日数等の配慮	280	32.1
通勤手段の確保	267	30.7
仕事についての職場外での相談対応、支援	191	21.9
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	181	20.8
職場で介助や援助等が受けられること	158	18.1
在宅勤務の拡充	153	17.6
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	118	13.5
企業ニーズに合った就労訓練	108	12.4
その他	47	5.4
無回答	255	29.3

「職場の上司や同僚に障がい者への理解があること」が42.4%で最も多く、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」32.8%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」32.1%の順となっています。

障害支援区分等について

問33 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
区分1	10	1.1
区分2	13	1.5
区分3	20	2.3
区分4	14	1.6
区分5	19	2.2
区分6	36	4.1
受けていない	547	62.8
無回答	212	24.3

「受けていない」が62.8%で最も多く、次いで「区分6」4.1%、「区分3」2.3%の順となっています。

問34 あなたが受けている障害福祉サービスはありますか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
居宅介護(ホームヘルプ)	33	3.8
重度訪問介護	4	0.5
同行援護	5	0.6
行動援護	5	0.6
重度障害者等包括支援	8	0.9
生活介護	76	8.7
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	20	2.3
就労移行支援	8	0.9
就労継続支援(A型、B型)	76	8.7
就労定着支援	3	0.3
療養介護	9	1.0
短期入所(ショートステイ)	36	4.1
自立生活援助	6	0.7
共同生活援助(グループホーム)	25	2.9
施設入所支援	38	4.4
計画相談支援	54	6.2
地域移行支援	1	0.1
地域定着支援	1	0.0
児童発達支援	7	0.8
放課後等デイサービス	32	3.7
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0
保育所等訪問支援	1	0.1
医療型児童発達支援	1	0.1
福祉型障害児入所支援	3	0.3
医療型障害児入所支援	3	0.3
障害児相談支援	13	1.5
その他	22	2.5
利用していない	433	49.7
無回答	152	17.5

「利用していない」が49.7%で最も多く、次いで「生活介護」、「就労継続支援(A型、B型)」ともに8.7%、「計画相談支援」6.2%の順となっています。

問35 問34の障害福祉サービス等のうち、今後(3年程度の間で)利用の量を変更したい、または新たに利用したいサービスはありますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ある	76	8.7
ない	522	59.9
無回答	273	31.3

今後、利用量の変更や新しく利用したい障害福祉サービスの有無について、「ある」が8.7%、「ない」が59.9%となっています。

【今後利用を変更・新規利用したいサービスがある方にお聞きします。】

問35 利用量の変更や新規で追加したいサービスがある場合は、
問34の障害福祉サービス等の番号を、
下記の①～④の回答欄にご記入ください。(n=76)

	①増やす 予定	②減らす 予定	③止める 予定	④新たに 利用したい
居宅介護(ホームヘルプ)	2	1	0	3
重度訪問介護	1	0	0	3
同行援護	3	0	0	6
行動援護	1	0	0	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	1
生活介護	1	1	0	7
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2	1	0	4
就労移行支援	0	0	1	8
就労継続支援(A型、B型)	2	0	1	8
就労定着支援	1	0	0	3
療養介護	0	0	0	0
短期入所(ショートステイ)	4	0	0	12
自立生活援助	0	0	0	5
共同生活援助(グループホーム)	1	0	1	8
施設入所支援	1	0	0	12
計画相談支援	0	0	0	3
地域移行支援	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	1
児童発達支援	0	0	1	1
放課後等デイサービス	1	0	3	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
保育所等訪問支援	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	1
福祉型障害児入所支援	0	0	0	0
医療型障害児入所支援	0	0	0	0
障害児相談支援	0	0	0	0
その他	0	1	1	0

今後、利用量の変更や新しく利用したい障害福祉サービスの内容について、現在は利用していないが今後新たに利用したいサービスでは、「短期入所(ショートステイ)」と「施設入所支援」が12件と最も多く、次いで「行動援護」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型、B型)」、「共同生活援助(グループホーム)」いずれも8件、「生活介護」7件となっています。

問36 現在の利用の有無に関係なくお答えください。障害福祉サービスを受けるに
あたり、困っていることはありますか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
制度(使い方など)がわかりにくい	272	31.2
身近なところに利用できる施設が少ない	130	14.9
利用料金が低い	112	12.9
利用できるサービスが少ない	93	10.7
利用したいサービスが受けられない	60	6.9
その他	29	3.3
困っていることはない	267	30.7
無回答	176	20.2

「制度(使い方など)がわかりにくい」が31.2%で最も多く、次いで「困っていることはない」30.7%、「身近なところに利用できる施設が少ない」14.9%の順となっています。

相談相手について

問37 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
家族や親せき	582	66.8
かかりつけの医師や看護師	231	26.5
友人・知人	211	24.2
施設やサービス事業所の人	168	19.3
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	88	10.1
職場の上司や同僚	47	5.4
行政機関の相談窓口	44	5.1
相談支援事業所などの民間の相談窓口	37	4.2
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	28	3.2
近所の人	26	3.0
障害者団体や家族会	7	0.8
民生委員・児童委員	5	0.6
その他	34	3.9
無回答	84	9.6

「家族や親せき」が66.8%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」26.5%、「友人・知人」24.2%の順となっています。

問38 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(n=871)(複数回答)

	全体(件)	割合(%)
家族や親せき、友人、知人	248	28.5
テレビやラジオのニュース	245	28.1
本や新聞・雑誌の記事	202	23.2
かかりつけの医師や看護師	191	21.9
サービス事業所の人や施設職員	171	19.6
インターネット	155	17.8
行政機関の相談窓口・広報誌	127	14.6
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	98	11.3
相談支援事業所などの民間の相談窓口	56	6.4
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	26	3.0
障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	23	2.6
民生委員・児童委員	6	0.7
その他	8	0.9
無回答	94	10.8

「家族や親せき、友人、知人」が28.5%で最も多く、次いで「テレビやラジオのニュース」28.1%、「本や新聞・雑誌の記事」23.2%の順となっています。

問39 あなたは現在、福祉に関する情報を十分に得られていると思いますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
とてもそう思う	15	1.7
そう思う	231	26.5
そう思わない	444	51.0
まったくそう思わない	111	12.7
無回答	70	8.0

「そう思わない」が51.0%で最も多く、次いで「そう思う」26.5%、「まったくそう思わない」12.8%となっています。

問40 あなたは、今後どのような情報を充実してほしいと思いますか。
(n=871)(複数回答)

	全体(件)	割合(%)
福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報	468	53.7
困ったときの相談機関・場所の情報	434	49.8
社会情勢や福祉制度の変化に関する情報	234	26.9
医療機関に関する情報	222	25.5
災害時の対応についての情報	202	23.2
就職に関する情報	136	15.6
その他	12	1.4
特になし	106	12.2
無回答	72	8.3

「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が53.7%で最も多く、次いで「困ったときの相談機関・場所の情報」49.8%、「社会情勢や福祉制度の変化に関する情報」26.9%の順となっています。

権利擁護について

問41 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
ある	297	34.1
ない	510	58.6
無回答	64	7.3

「ある」が34.1%、「ない」が58.6%となっています。

【問42と問43は、問41で「ある」と回答した方におうかがいします。】

問42 どのような場所で差別や嫌な思いをされましたか。(複数回答)(n=297)

	全体(件)	割合(%)
仕事の関係	89	30.0
学校	76	25.6
病院などの医療機関	62	20.9
公共交通機関	48	16.2
障害者施設	44	14.8
レストラン・飲食店	38	12.8
公的機関等	28	9.4
余暇施設	27	9.1
イベント等	19	6.4
その他	35	11.8
無回答	20	6.7

「仕事の関係」が30.0%で最も多く、次いで「学校」25.6%、「病院などの医療機関」20.9%の順となっています。

【問42と問43は、問41で「ある」と回答した方におうかがいします。】

問43 嫌な思いをしたとき、どこ(誰)に、相談しましたか。(複数回答)(n=297)

	全体(件)	割合(%)
家族や親せき	140	47.1
友人・知人	50	16.8
かかりつけの医師や看護師	41	13.8
施設やサービス事業所の人	39	13.1
職場の上司や同僚	17	5.7
行政機関の相談窓口	17	5.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	13	4.4
相談支援事業所などの民間の相談窓口	11	3.7
障害者団体や家族会	9	3.0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	7	2.4
近所の人	5	1.7
民生委員・児童委員	1	0.3
その他	6	2.0
どこにも相談していない	88	29.6
無回答	8	2.7

「家族や親せき」が47.1%で最も多く、次いで「どこにも相談していない」29.6%、「友人・知人」16.8%の順となっています。

問44 障がいや障がいのある方に対する周りの人の理解は進んでいると思いますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
進んでいる	95	10.9
進んでいるが不十分	339	38.9
まったく進んでいない	123	14.1
わからない	262	30.1
無回答	52	6.0

「進んでいるが不十分」が38.9%で最も多く、次いで「わからない」30.1%、「まったく進んでいない」14.1%の順となっています。

問45 障がいのある方への偏見や差別を解消するため、取り組んで欲しいことは何ですか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
障がいについての理解を深めるため、パンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする	224	25.7
障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び成長できる環境整備・福祉教育を推進する	208	23.9
地域において障がい者(児)と住民が交流できる機会を増やす	82	9.4
障がい者(児)の文化芸術、レクリエーション、スポーツ活動の推進を図る	80	9.2
障がいのある方を対象とした権利援護研修会などの開催	59	6.8
その他	23	2.6
特になし	231	26.5
無回答	184	21.1

「特になし」が26.5%で最も多く、次いで「障がいについての理解を深めるため、パンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」25.7%、「障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び成長できる環境整備・福祉教育を推進する」23.9%の順となっています。

問46 成年後見制度についてご存じですか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
名前も内容も知っている	159	18.3
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	350	40.2
名前も内容も知らない	305	35.0
無回答	57	6.5

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が40.2%で最も多く、次いで「名前も内容も知らない」35.0%、「名前も内容も知っている」18.3%の順となっています。

災害時の避難等について

問47 あなたは、地震や風水害等の災害時に一人で避難できますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
できる	298	34.2
できない	317	36.4
わからない	202	23.2
無回答	54	6.2

「できない」が36.4%で最も多く、次いで「できる」34.2%、「わからない」23.2%の順となっています。

問48 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(n=871)

	全体(件)	割合(%)
いる	182	20.9
いない	372	42.7
わからない	239	27.4
無回答	78	9.0

「いない」が42.7%で最も多く、次いで「わからない」27.4%、「いる」20.9%の順となっています。

問49 地震や風水害等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答)(n=871)

	全体(件)	割合(%)
避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	416	47.8
投薬や治療が受けられない	392	45.0
安全なところまで、迅速に避難することができない	344	39.5
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	207	23.8
他の避難者など周囲とうまくコミュニケーションがとれない	196	22.5
救助を求めることができない	183	21.0
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	115	13.2
補装具の使用が困難になる	60	6.9
手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を受けられない	25	2.9
その他	29	3.3
特になし	96	11.0
無回答	84	9.6

「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が47.8%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」45.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.5%の順となっています。

最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、ご意見などがありましたら、自由にご記入ください。

自由記述は、871名中、173名から回答(複数あり)があり、内容を下記のとおり分類した。
傾向として、金銭面(医療費など)や生活に関するもの、病院・入所施設に関するもの、行政サービスに関するものが多かった。

項目	全体(件)
行政関係	50
金銭面(医療費など)・生活への不安	20
病院・入所施設等	19
障がいへの理解	18
就労・就学	17
バス・交通	13
障がいサービス	12
バリアフリー	7
災害時	6
保険・介護	5
その他	21
アンケートについて	12
意見数計	200

「行政関係」が50件で最も多く、次いで「金銭面(医療費など)・生活への不安」20件、「病院・入所施設等」19件の順となっています。

八戸市障がい者計画（第4次）

発行 令和6年3月
八戸市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL 0178-43-9106
FAX 0178-22-4810
e-mail shogaif@city.hachinohe.aomori.jp
市ホームページ <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>